

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県尼崎市西高洲町21番地1

名 称 大道商事株式会社

代表取締役 大道 能子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事 仁坂吉伸

許 可 の 年 月 日 令和 3年 9月 2日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 8年 8月 31日

1. 事業の範囲

取扱産業廃棄物の種類

- | | |
|-------------|----------|
| 1) 廃プラスチック類 | 5) ゴムくず |
| 2) 紙くず | 6) 金属くず |
| 3) 木くず | 7) ガラスくず |
| 4) 繊維くず | 8) がれき類 |

水銀使用製品産業廃棄物を含む。

取扱産業廃棄物のうち、水銀含有ばいじん等が含まれるもの
なし

取扱産業廃棄物のうち、石綿含有産業廃棄物が含まれるもの

- 1) 7) 8)

積替え又は保管を含まない。

2. 積替え又は保管を行う施設 なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年 9月 1日 新規許可
平成28年11月21日 更新許可

平成23年 9月 16日 更新許可

5. 積替え許可の有無 (和歌山市区域) 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無